

1974 (毎月1回発行)

6月号

(村の面積)

332,60 km²

発行所 福井県大野郡和泉村



(昭和49年5月1日現在)

村の人口

総人口 2,133人

男 1,112人

女 1,021人

出生 2人

死亡 2人

転入 4人

転出 1人

世帯数 592世帯

和泉村議会議員選挙

投票日は六月二十二日

告示 六月十六日 立候補締切り 十七日 午後五時

任期満了に伴なう和泉村議会議員選挙は、六月二十三日に執行することになりました。

選挙期日の告示は、六月十六日午後五時までです。投票は朝日小

学校ほか四ヶ所で行なわれ、午後八時から朝日小学校で即日開票となります。主な選挙事務日程は次のとおりです。

※選挙事務日程※

六月十二日(水)午後一時三十分

立候補予定者説明会(役場) 六月十三日(木)

選挙人名簿選挙時登録日(六月十二日を基準日として登録します)

六月十四日(金)～十五日(土) 選挙人名簿縦覧(二日間)

六月十六日(日) 選挙期日の告示 立候補届出 推せん届出受付 受付期間 十六日～十七日 受付時間 午前八時三十分～午後五時まで

選挙立会人届出受付

選挙事務所設置届出受付

出納責任者選任届受付

不在者投票受付開始(選挙期日の前日まで)

公営施設使用による個人演説会開催届出受付

六月十八日(火)

公営施設使用による個人演説会開始

六月十九日(水)

投票記載所の氏名等の掲示順序決定のくじ

六月二十一日(金)

選挙立会人のくじ

……みんな そろって 投票しよう……

投票所及び投票所開閉時刻

投票区名	投票所施設名	投票時間
第1投票区	朝日小学校	午前7時～午後6時迄
第2投票区	大納中学校	午前7時～午後6時迄
第3投票区	公民館下山分館	午前7時～午後5時迄
第4投票区	後野道場	午前7時～午後5時迄
第5投票区	朝日小学校旧前坂冬期分校	午前7時～午後5時迄

第十回参議院議員通常選挙が次のとおり執行されます

× 公 示 六月十四日 ×

× 投票日 七月七日 ×

一人一人がこの選挙の重要性を認識し、テレビ、ラジオ等による政見放送や選挙公報等をよく見よく聞き、選挙の正しいルールを守りながら、こぞって投票に参加しましょう

六月二十二日(土) 不在者投票最終日

六月二十三日(日) 選挙期日(投票日)

選挙会(開票事務を含む。)

時刻 午後八時開始

場所 朝日小学校

六月二十四日(日) 当選人への当選告知およびその旨の告示、当選証書付与



投票日が駄目なら 不在者投票で 貴い一票を

不在者投票は、投票日に一定の事由によって投票所におもむき投票することができない人のために選挙の期日の告示の日から、投票日の前日までの間に、投票をすることが出来る制度です。

▽不在者投票の手続き

選挙期日の告示が行なわれずと、役場に不在者投票所が設置されず、役場に不在者投票所が設置されず、不在者投票を希望する選挙人は、その投票所に行つて投票当日投票することができない旨の申し立てをした宣誓書を提示するだけの簡単な手続きで投票ができます。

宣誓書の用紙は選挙に用意してあります。

▽不在者投票のできる期間

不在者投票は、選挙期日の告示の日から投票日の前日まで、日曜祭日をとわず、毎日午前八時三十分から午後五時まで行なうことができます。

▽不在者投票の方法

(1)和泉村役場で投票する場合、不在者投票所には、選挙の書記が待機しておりますから、不在者投票を行なう旨お知らせ下さい
(2)和泉村以外の市町村に滞在され

●不在者投票期間●
和泉村議会議員選挙
六月十六日から六月二十二日まで
参議院議員通常選挙
六月十四日から七月六日まで、いずれも毎日午前八時三十分から午後五時まで

ている選挙人から、不在者投票をしたい旨の請求がありますと郵送により本人あて投票用紙と投票手続きの注意書などを同封して送付しますので、送付されましたら、すぐ滞在地の役場内にある選挙に、郵送書類を提示して下さい。(同封の注意書をよくごらん下さい。)

(3)指定病院等に入院されている選挙人が、不在者投票を希望する場合には、入院中の病院にその旨を申し出て下さい。院長が手続きをしてくれます。
■不在者投票を希望される選挙人は、なるべく早めに手続きをして下さい。請求は告示日前でもできます。その他くわしいことは選挙へおたずね下さい。

●四つの誓い●
(1)非民主的な方法による地区推せんはやめる。
(2)買収、供応を追放する。
(3)陣中見舞はおくらない。
(4)張り番はやめる。

●三ない運動●
(1)おくらない。
(2)もらわない。
(3)もとめない。

●選挙の三原則●
(1)選挙は平等である。
(2)選挙は自由である。
(3)選挙は公正である。



登録基準日は六月十二日

名簿縦覧は十四日～十五日

今回の和泉村議会議員選挙および参議院議員通常選挙における選挙人名簿選挙時登録の基準日および登録日等は、次のとおりです。
1、基準日六月十二日(水)
2、登録日六月十三日(木)
3、名簿縦覧期間
六月十四日から六月十五日まで
4、同場所 和泉村役場
5、登録の要件
イ、日本国民であること
ロ、年令満二十才以上の者
ハ、和泉村の区域内に住所を有する者
ニ、和泉村の住民票が作成された日から引き続き三ヶ月以上本村の住民基本台帳に登録されている者であること。
この登録要件を今回の和泉村議会議員選挙のみにあてはめ

ると次のとおりです。
×住所要件×
六月十二日の基準日から三ヶ月さかのぼった応当日の翌日(三月十三日)以前から引き続き本村に居住し、住民基本台帳に登録された者は、転入の届出をした者が有資格者となります。

×年令要件×
六月二十三日の選挙期日現在で満二十才以上に達する者で、次の要件を満たしている者が有資格者となります。
六月十二日の基準日までに、三ヶ月以上の住所要件を満たしている者で、同日に満二十才に達していない者でも、六月二十三日の選挙期日までに満二十才に達すれば有資格者として登録されます。

■反対に基準日(六月十二日)には、住所要件が満たれないが選挙期日(六月二十三日)までには、住所要件を満たしても登録されません。



選挙運動

できること できないこと

私達の手で選挙違反を追放しましょう

▼選挙運動の期間

立候補の受付がすんでから選挙期日の前日までである。ただし次の三つは、投票当日でも選挙運動ができる。

一、投票所の入口より三〇〇米以上はなれたところに選挙事務所を設置すること。

二、選挙事務所を表示するためにその場所にポスター、立札及び看板を通じて三ヶ、ならびに、ちょうちん一を掲示すること。

三、選挙運動中、適法に掲示したポスターをそのまま掲示しておくこと。

▼事前運動

選挙の告示まえから、近く予想される選挙に備え、実質上の選挙運動を開始することはよく聞く例ですが、これは禁止されていることなので、お互い充分注意が必要です。

▼自由に行なえる選挙運動

一、電話を利用して投票を依頼すること。
二、幕間演説と云って、映画館の休憩時間等に演説すること。
三、個々面接と云って、電車の中や街頭でたまたま出合った人に

投票を依頼すること。

四、また一定の制限はありますが(1)街頭で演説すること。

(2)新聞広告を出すこと。

(3)自動車に乗ってよろしくお願ひしますと云って連呼する。

(4)個人演説会を開くことなどが認められています。

制限される選挙運動

▼戸別訪問

なびとも、選挙人の家を訪ねて、投票を依頼したり又は投票を得させないように依頼するような行為は、戸別訪問としてすべて禁止されています。



戸別訪問は禁止されています。

▼氣勢を張る行為

自動車を連れ、あるいは隊列を組んで氣勢を張る行為は認められません。

▼挨拶行為

当選または落選したことに

選挙が近づくと……事前運動の鳥がとんでくるから気をつけよう



て、挨拶廻りをしたり、当選祝賀会を開催したりすることは認められません。



(一票でママは政治のお洗濯)

▼その他

未成年者は選挙運動をすることはできないし、未成年者に選挙運動をさせることはできません。

又、国や地方公共団体の公務員あるいは、公社、公団の役員はその地位を利用して選挙運動をすることはできません。

税金はみんなのために

私たちが生活していくためには

道路や上下水道、学校、社会保障など社会全体として必要なものや制度がたくさんあります。

これらを整備したり、また、病気が貧困を防ぎ、暮しを豊かにしていくために、国はいろいろな活動をするために必要な費用は、その社会を構成しているみんなが分担して出合っ合っいかなければなりません。これが税金です。

昭和四十九年度の国の一般会計予算は、一七兆九千九百四億円でがこのうち八〇％は私たちの納めた税金でまかなわれています。

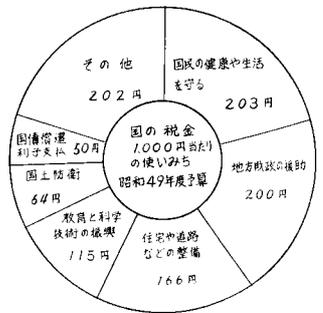
そこで、私たちが国に納めている税金がどのように使われているか考えてみましょう。

一、国民の健康や生活を守るために(医療保険制度、厚生年金や国民年金などの年金保険制度など社会保障関係費)

二兆八九〇八億円 一六・九％
二、住宅や道路などの整備のために(住宅対策費、治山治水対策費、水道や公園、廃棄物処理施設などの生活環境施設の整備、

または道路整備費など公共事業関係費)

二兆八四〇七億円 一六・六％
三、教育と科学技術振興のために一兆九百三十三億円 一一・五％
四、地方財政援助のために(消防や警察、ゴミや、し尿処理など



私たちの身近な生活や仕事は県や市町村が受持っています。国はこれらに財政援助をして、地方公共団体【市町村】と協力して「住みよい郷土づくり」に努めています。これら地方交付税交付金として市町村に交付されます。

三兆四一四四億円 二〇・〇％
五物価の安定のために(物価対策関係費)

一兆五八一六億円

六、その他、国土防衛、中小企業の振興、貿易の促進、また公害防止や環境保全などにも税金が使われています。

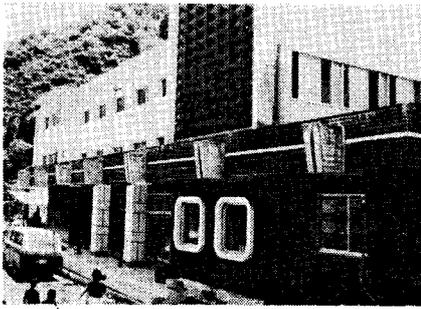
●お知らせ●

- 村民卓球大会 六月十六日午前九時より 朝日中学校講堂 (ふるってご参加下さい)
- スポーツ少年団 ソフトボール大会 六月二十三日午前八時三十分より 和泉村民グラウンド

明るい村 住みよい村 づくり役に役立つ簡易保険

郵便局の簡易保険に加入された方々が、毎月郵便局にお払込みになる保険料は一年間に八千三百四十七億円をこえる大きな金額になっております。このお金は、やがては皆さんのお手許に保険金、配当金としてお返しされますが、それまでは積立金として積みたてられています。しかし、この積立金は、ただ金庫の中でねむっているわけではなく、加入者の方々の利益になり、社会全体の利益にもなるよう有効に活用されております。

たとえば、都道府県、市町村などや日本国有鉄道、住宅金融公庫国民金融公庫、中小企業金融公庫などに融資されて、学校、公営住宅、病院などをつくるための資金道路、橋梁、水道などの事業資金



(完成した大納小学校)

交通事業や農山漁村の設備資金、災害復旧工事資金などとなって、皆さんの生活と直接結びついております。和泉村では昭和四十七年度までに学校等の建設資金として三千五百九十二万円を借り入れており、昭和四十八年度においては、大納小学校建設資金として五千八百万円、林道事業資金として一千二百二十万円を借入れました。このように簡易保険事業は明るい村住みよい村づくりに役立ち、あわせて日本経済の発展のうえにも大きな役割を果たしております。また、このほか加入者の皆さん方が不時の出費で多額のお金が必要な時に直接現金を融資する普通貸付や、契約者十五人以上が共同してその団体の被保険者の共同の利益を図る施設を設置したり、購入したりするための資金を融資する団体貸付などがあり、加入者の皆さんのお役にたっております。

▼人のうごき▲

- ★赤ちゃん誕生
 - 上大納 吉岡千賀子 和男 武女
 - 上大納 古田国彦 一男 長男
- ★死亡
 - 下山 谷 直右衛門 八四才
 - 朝日 中内ハツ 六五才

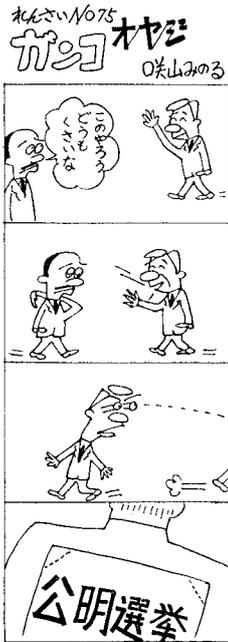
敬老年金の支給を受けるご老人



「敬老年金」が支給される

本年度より村内のお年寄りの方々に、その長寿をお祝いする意味を含め、年額五、〇〇〇円の敬老年金を支給することになり、このほど、老人の健康診査と併わせて支給しました。

この年金の対象となる方は、国から支給されている老令福祉年金及び昨年より支給されることになった。谷間老人に対する特別給付金の受給者で、明治三十九年四月一日以前に生まれた老人の方々です。



成人病など検診行なう
本村は、去る五月二十八日から三十日の三日間にわたり、大野保健所の協力を求め、中竜、朝日、下山、後野の四ヶ所において、老人検査を始め成人病及び婦人病検診が行なわれた。
その受診者次のとおりです。
老人検査 一三七名
成人病検診 二一六名
婦人病検診 一六六名

筆跡や手形で

老人の記録を後世に

「老人の記録を後世に残そう」という主旨で、民生委員協議会が中心となり、九月十五日の敬老の日を目標に「七十年代の筆跡」をテーマとした、老人の筆跡や手形の集積する計画がまとまり、次の日程により、各部落を七月中に巡回することになりました。

- 戸十 下山 戸十 下大納
- 戸十 上大納 戸十 中竜
- 戸二十 朝日 戸十 川合
- 戸十 貝皿 戸十 伊月
- 戸十 後野 戸十 両前坂

ゴールデンウィークに

九頭竜ダムへ車の列

昨秋の石油危機以来、マイカーの規制など観光の在り方にも自粛と反省が叫ばれ、また物価高騰に伴う節約ムード等の影響が憂慮されたが、国の総需要抑制策の強化に伴ない、日ごとに増大する余暇の活用手段として、正しい形での観光需要は本質的に衰えるものではなく、却って増幅するものであることが、その後の県の客動向調査により明らかになった。

本村でも四月二十八日～五月六日の間、観光客人込調査を行い、普通車一万一千台、大型バス四百五十台の入込を数へ、関西方面からの入込は減少したが、ますますの観光シーズン幕明けといえよう

老人施設などへ寄附

和泉村商工婦人会

和泉村商工婦人会では、婦人会の協力を得て、先の三月十九日、二十一日の両日、朝日小学校において、衣類や日用品などの「がらくた市」を開催しましたが、このほど、その売上金の一部の七千五百円を村内の恵まれない人のために、又、三千五百円を朝日小学校PTAにそれぞれ寄附されました。なお、この「がらくた市」で処分できなかった衣類など一〇〇点余りを老人施設や重傷心身障害者施設へ寄附されました。